

## 令和5年農地の賃借料について

農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃貸借された賃借料を集計したものです。

※農地法第52条とは？

(情報の提供等)

農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃との動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

◆令和4年度に実際にあった取引の集計値です。

◆無償貸借は、農業委員会の許可後に無償で貸借がされているものです。

(10aあたりの価格)

地区名	田（水稻）の部					畑（普通畑）の部				
	平均額	最高額	最低額	件数 (筆数)	無償 貸借 件数	平均額	最高額	最低額	件数 (筆数)	無償 貸借 件数
大字千国	3,000	3,000	3,000	55	2	0	0	0	0	0
大字中小谷	3,000	3,000	3,000	6	9	0	0	0	0	0
大字中土	3,000	3,000	3,000	8	0	0	0	0	0	0
大字北小谷	3,000	3,000	3,000	9	0	0	0	0	0	0
小谷村計	3,000	3,000	3,000	28	10	0	0	0	0	0

※H29～R4までの実績により算出